

避難施設の指定状況

○国民保護法（抄）

（避難施設の指定）

第四百八十八条 **都道府県知事※1** は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を**避難施設として指定しなければならない。**

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。 **※1 指定都市にあっては市長**

○国民の保護に関する基本指針（閣議決定）（抄）

避難施設の指定関係

○ 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設等を指定するよう配慮する。

○ **爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。**

「緊急一時避難施設」
（国民保護法上は「避難施設」）

避難施設の指定状況（令和3年4月1日現在）

避難施設（全国） 94,125箇所

うち、コンクリート造の施設 51,994箇所

うち、地下に避難可能な施設 1,278箇所

① **緊急一時避難施設の指定をさらに進める必要**

② **地下駅舎・地下街・地下道の指定をさらに進める必要**

ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道等）※₁ について、**令和3年度から令和7年度末までを集中的な取組期間として、緊急一時避難施設への指定を推進。**

重点取組事項①（施設の総点検）

緊急一時避難施設について、管内の施設を総点検し、より一層指定を推進

※ 現在（R3.4.1）の人口カバー率※₂は全国平均で108.5%（1人あたり0.825㎡※₃で算出）。

重点取組事項②（地下施設の指定）

地下施設（地下駅舎・地下街・地下道等）を重点的に指定推進

※₁ 避難施設には、主に以下①～③の類型があるが、本取組は①の避難施設指定に係るもの。

- ① ミサイル攻撃等の際に一時的に避難する施設（堅ろうな建築物、地下施設）※緊急一時避難施設
- ② 避難住民を当面収容する施設（学校、公民館等（①と重複する場合あり））
- ③ 炊き出し、応急仮設住宅の建設等に活用する施設（公園、広場等）

※₂ 避難施設のうち、堅ろうな建築物及び地下施設に避難可能な人数を人口で除したもの

※₃ 一般的には比較的長期間の滞在を想定して寝起きを可能な1人あたり2㎡で計算しているが、今回の取組は、ミサイル攻撃の際に爆風を一時的に避けるための短時間の滞在を想定しているため、1人あたり0.825㎡（半畳）で計算する。（韓国では、住民避難施設（公共用）について、1人あたり0.825㎡で計算している）